

県立特別支援学校編成整備計画

(令和4年度～令和13年度)

令和4年3月

沖縄県教育委員会

はじめに

県立特別支援学校編成整備計画は、特別支援学校の設置や統廃合、学部・学科の改編など複数の個別計画から構成される特別支援学校の整備に関する総合的な計画です。

沖縄県教育委員会においては、昭和49年度から昭和56年度までを計画期間とする第一期編成整備計画を始期として、以降10年毎に計画を策定し、令和3年度までの第5期編成整備計画において、特別支援学校の教育環境の整備により、教育の充実を図ってまいりました。

平成19年4月には、改正学校教育法が施行され、発達障害等を含めた障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育が推進されています。

また、平成26年1月の「障害者の権利に関する条約」の批准を踏まえ、特別支援教育においては、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築という理念に基づき、障害のある子どもと障害のない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶ環境を整備するとともに、特別支援学校を含めた多様な学びの場の一層の充実を図ることとされています。

中央教育審議会初等中等教育局分科会の報告では、特別支援学校の現状と課題として、特別支援学校の在籍者数の増加、障害の重度・重複化、学校規模の適正化も含めた計画的な整備や複数障害種への対応、交流及び共同学習の推進が示されています。

本県においては、平成26年4月に「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」が施行され、教育分野においては、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制整備を状況に応じて行うこととされています。

そのような状況のなか、第5期編成整備計画において、特別支援学校に在籍する児童生徒数増加への対応、交流及び共同学習の推進として、分校や県立高等学校に併設型の特別支援学校、分教室の設置を図り、分校の設置・本校化したほか、併設型高等特別支援学校や分教室設置、令和4年4月に那覇地区に那覇みらい支援学校を開校するなど、過密化解消や共生教育の充実、児童生徒の教育的ニーズに応じた教育環境の整備に取り組んでまいりました。

しかし、本県の特別支援学校においては、障害種によって、児童生徒数の増減による過大規模校化、過小規模校化は喫緊の課題であり、今後も学校規模の適正化と同時に、多様化する児童生徒の教育環境の整備を継続して取り組む必要があります。

第6期特別支援学校編成整備計画は、こうした現状と課題を踏まえ、整備計画の目標を定め、その目標達成に向けた具体的な方針と施策を策定することで、県立特別支援学校の教育環境整備についての具体的な取組を本計画により示すものであります。

令和4年3月

沖縄県教育委員会 教育長 金城 弘昌

目 次

第1章 県立特別支援学校編成整備計画の基本方向

I	計画策定の基本的考え方	1
1.	編成整備計画の性格	1
2.	編成整備計画の期間	2
3.	編成整備計画の進行管理	2
II	県立特別支援学校編成整備計画の現状及び課題	3
1.	特別支援学校の設置状況	5
2.	特別支援学校の規模 (児童生徒数の推移、中学校卒業者の推計、規模の考え方、過大規模校、過小規模校)	8
3.	特別支援学校の教育部門及び現状 (単独、複数障害種校、軽度知的障害高等支援学校)	14
4.	特別支援学校の新設(設置)	22
5.	特別支援学校の交流及び共同学習	24
III	計画における目標の設定(目標設定)	25
1.	学校規模の適正化を図る。	25
2.	軽度知的障害高等部生徒の教育環境の充実を図る。	25
3.	各地域における障害種毎の教育環境を整理する。	26
4.	中部地区知的障害特別支援学校の過密化解消を図る。	26
5.	交流及び共同学習を推進する。	26

第2章 県立特別支援学校編成整備計画の実施計画

I	特別支援学校の適正規模化	28
II	軽度知的障害高等部生徒の教育の場の拡充	30
III	学校運営体制の見直し(障害種毎の教育環境の整理)	31
IV	中部地区における新たな特別支援学校の設置	32
V	小中高等学校への分校・分教室の設置	32

関係資料

特別支援学校アンケート結果	33
---------------	----

第1章 県立特別支援学校編成整備計画の基本方向

I 計画策定の基本的考え方

1. 編成整備計画の性格

- (1) 県立特別支援学校編成整備計画は、特別支援学校の整備に関する総合的な計画として、特別支援学校の設置や統廃合、分校等の設置・廃止、学校の障害種の設定など、複数の個別計画から構成されます。
- (2) 計画策定については、特別支援教育に係る国の動向等を踏まえつつ、関係法令や沖縄県教育振興基本計画を上位計画とし、県立特別支援学校の学校運営体制の課題改善を図ることなどを目的に、「編成整備の基本方向（第1章）」とそれを受けた具体的内容を伴う「編成整備実施計画（第2章）」を策定し、計画に沿った事業を展開していきます。
- (3) 計画策定にあたっては、5期にわたる県立特別支援学校編成整備計画の取組状況の継続課題、重要性を増した課題、新たに生じた課題に対応するとともに、各特別支援学校に実施したアンケート調査の結果等を踏まえ、令和4年度からの10年間を計画期間とし、幼児児童生徒の教育ニーズに対応できる特別支援学校の教育環境の整備を進めていきます。
- (4) 特に、県立特別支援学校の幼児児童生徒数の増減による学校規模の適正化、知的障害特別支援学校の過密解消、軽度知的障害高等部生徒の教育環境の整備、各地区における障害種毎の教育環境の整理、学校施設の状況（狭隘化、老朽化）に応じた学校運営体制の改善、交流及び共同学習など、本県の特別支援教育の推進にむけた教育環境整備に取り組んでいく必要があります。

<特別支援教育における国の考え方>

○共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

- ・共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとしています。
- ・インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要であるとしています。

○インクルーシブ教育システム構築のための特別支援学校の現状と課題

- ・近年の在籍者の増加や障害の重度・重複化に対応した、規模の適正化も含めた計画的な整備や複数障害種への対応、特別支援学校のセンター的機能の充実、交流及び共同学習の推進による「心のバリアフリー化」の推進が報告されています。

(平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会報告)

<特別支援教育における国の考え方>

○特別支援学校における教育を充実させるための施設整備の推進方策

1. 設置者における推進方策

設置者においては、特別支援学校における教育を充実させる施設整備を計画的かつ総合的に推進するため、特別支援学校施設整備指針や国の推進方策において、対応方策を講ずるよう配慮することが望ましいとしています。

(3) 特別支援学校の幼児児童生徒数の増加への対応

近年、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の数が増加し、特別支援学校の教室不足が課題となっている。この課題に対応するため、設置者においては、関係機関と連携し、障害のある幼児児童生徒の数の推移と将来動向、地域内の小学校及び中学校の特別支援学級の在籍児童生徒数、特別支援学校高等部への進学状況、特別支援学校の整備計画等から、現状及び将来の学校規模を的確に把握して、適切な規模の特別支援学校を計画することが重要である。また、高等学校等の既存施設を特別支援学校に転用することも有効な方策と考えられるが、地域の実情に応じて計画することが望ましいとしています。

(大臣官房文教施設企画部施設企画課)

2. 編成整備計画の期間

編成整備計画の期間は関係法令及び上位計画を基本とし、その関係性に考慮した実施期間を設定します。計画期間中に、特別支援教育の動向及び特別支援学校の現状等を踏まえて、見直すことができることとします。

<具体的な期間等>

- (1) 計画の期間は令和4年度から令和13年度までの10年計画とします。
- (2) 計画策定5年後を計画見直しの目安としますが、必要に応じて柔軟に対応します。

3. 整備計画の進行管理

<本計画の進行管理>

- (1) 基本方向の策定、実施計画の策定をします。
- (2) 基本方向における達成すべき目標設定の明確化と目標達成に向けた実施計画における具体的な方法と手段を企画します。
- (3) 事業実施の結果の評価・検証を実施します。(教育委員会会議等による報告)
- (4) 計画策定においては、県立特別支援学校編成整備に関する懇話会及びパブリックコメントの実施による意見の聴取を行います。
- (5) 関係法令の改正等により、整備計画を見直す場合は教育委員会会議において決定します。

II 県立特別支援学校編成整備計画の現状及び課題

- 特別支援教育は、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築という理念に基づき、障害のある子どもと障害のない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶ環境を整備するとともに、特別支援学校を含めた多様な学びの場の一層の充実を図ることとされています。

インクルーシブ教育システムの構築については、中央教育審議会初等中等教育局分科会の報告のなかで、特別支援学校の現状と課題として、特別支援学校の在籍者数の増加、障害の重度・重複化、学校規模の適正化も含めた計画的な整備や複数障害種への対応、交流及び共同学習の推進が示されています。

- 本県においても、特別支援学校制度の趣旨を踏まえ、地域における教育ニーズ等に応じて、単独障害種対応及び複数障害種対応の特別支援学校の整備を進めてきました。

また、特別支援学校の児童生徒数の増加への対応として、分校、県立高等学校に併設型特別支援学校、小学校に特別支援学校の分教室を設置するなど、交流及び共同学習の充実も図ってきました。

- しかしながら、現状として、地域及び障害種による幼児児童生徒数の増減から過大規模校化、過小規模校化の解消が課題となっており、今後も学校規模の適正化を図ると同時に、多様化する幼児児童生徒の教育環境整備に取り組む必要があります。

○第5期県立特別支援学校編成整備計画の実施状況等

本県においては、復帰後、第1期から令和3年度までの第5期編成整備計画において、特別支援学校の教育環境の整備により、教育の充実を図ってまいりました。

平成24年3月に策定された第5期県立特別支援学校編成整備計画においては、特別支援教育への制度改正等も踏まえ、小中高等学校への分教室の設置、高等部における軽度知的障害生徒の教育の場の拡充等が図られてきました。

<施策毎の実施状況>

施策	計画項目	実施状況等
施策1	小中学校への分校・分教室の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・南城市立馬天小学校に島尻特別支援学校小学部分教室を設置 ・那覇南部地区の「学校規模の適正化」として、令和4年4月に那覇みらい支援学校を設置
施策2	高等部における軽度知的障害生徒の教育の場の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・やえせ高等支援学校の設置、中部農林、南風原、陽明高等支援学校を設置、同時に南風原高等支援学校、陽明高等支援学校については入学定員を増 ・宮古、八重山地区は対象生徒数調査を実施し、生徒数の推移を注視しているところ。 ・北部地区は、名護特別支援学校高等部に軽度知的障害生徒に対応する産業コースを設置し、入試志願状況等を注視しているところ。

施策 3	身近な地域で就学できる特別支援学校の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・名護特別支援学校（知・肢）に視覚、聴覚、病弱教育部門、桜野特別支援学校（肢）に病弱教育部門を設置 ・名護特別支援学校の児童生徒の増加傾向、桜野特別支援学校の過小規模校化を踏まえ、同地区における同障害種部門の整理の必要性がある。 ・沖縄盲学校の分校・分教室設置を中部地区に、沖縄ろう学校分校・分校室を南部地区に設置計画であったが、在籍者数、指導の専門性の確保等から現行の学校体制が必要と判断、両校は単独校として維持、各障害種のセンター的役割を担う学校として必要であることから、現状のままとした。
施策 4	看護師の拠点校への集約、学校運営体制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師配置については学校の状況に応じて対応している。 ・桜野特別支援学校については、児童生徒数を注視してきたところである。 ・鏡が丘特別支援学校は、森川特別支援学校休校計画に伴う、受入校としての整備計画であったが、森川特別支援学校の通学生の受入により、休校計画は保留、鏡が丘特別支援学校の運営体制の見直しも保留 ・島尻特別支援学校、大平特別支援学校については、令和4年4月の那覇みらい支援学校設置により、過密化解消を図っていく。 ・鏡が丘特別支援学校浦添分校については、今後も隣接施設からの通学者の見通し等を踏まえ、運営形態を検討する。（分校、分教室、休校等） ・那覇みらい支援学校を令和4年4月に設置。関係校については通学区域等の見直しを行う。 ・平成26年度、美咲特別支援学校はなさき分校を設置、学校運営体制の見直しとして、令和3年4月に県立はなさき支援学校として本校化
施策 5	泡瀬特支の分校設置	<ul style="list-style-type: none"> ・在籍者数は減少傾向にあり、分校設置計画は保留
施策 6	スクールバスの運営方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・運行時間の改善は、利用者の増加等から改善は厳しい状況であったが、運営方法については、スクールバス運行に係る基本的考え方を示した。
施策 7	個別施設整備計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県学校施設長寿命化計画として、施設課で策定

1. 特別支援学校の設置状況

(1) 本県においては、特別支援学校は21校（分校1校）設置されており、令和4年4月の那覇みらい支援学校の開校により22校となります。そのうち、高等学校併設型特別支援学校が4校設置されています。分教室は、久米島高等学校に大平特別支援学校高等部分教室、真和志高等学校に島尻特別支援学校高等部分教室を設置しており、令和3年度までは南城市立馬天小学校にも島尻特別支援学校の小学部分教室が設置されていました。また、令和4年4月には美咲特別支援学校の分教室を美里高等学校及び総合教育センターに設置します。

(2) 本県の特別支援学校は「沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則」により、全県区である沖縄盲学校、沖縄ろう学校、鏡が丘特別支援学校の病弱教育部門、森川特別支援学校、沖縄高等特別支援学校、中部農林高等支援学校、陽明高等支援学校、南風原高等支援学校、やえせ高等支援学校以外は学校毎に通学区域が定められています。

※下記の表は計画策定上、北部地区、中部地区、那覇南部地区、宮古・八重山地区で整理しています。（通学区域に関する規則の整理表とは異なる。）

<北部地区>

学校名	障害種	設置学部	所在地等
名護特別支援学校	5障害種	幼・小・中・高等部 産業コース設置（高）	名護市字宇茂佐 寄宿舍設置、スクールバス配置
桜野特別支援学校	肢・病	小・中・高等部	名護市字宇茂佐 施設隣接、スクールバス配置

<中部地区>

学校名	障害種	設置学部	所在地等
沖縄ろう学校 （全県区）	聴覚	幼・小・中・高等部	北中城村字屋宜原（はなさき支援と同一敷地内）、寄宿舍設置、スクールバス配置
美咲特別支援学校	知的	幼・小・中・高等部	沖縄市字美里、スクールバス配置
美里高等学校分教室	知的	高等部	沖縄市松本 美里高等学校内分教室
総合教育センター 分教室	知的	高等部	沖縄市与儀 県立総合教育センター内分教室
はなさき支援学校	知的	小・中・高等部	北中城村字屋宜原（沖縄ろう学校と同一敷地内）、スクールバス配置
泡瀬特別支援学校	肢体	小・中・高等部	沖縄市比屋根 施設隣接、スクールバス配置
沖縄高等特別支援学校 （全県区）	軽度知的	高等部（就労技術科） 1学年定員45名	うるま市字田場 寄宿舍設置
中部農林高等支援学校 （全県区）	軽度知的	高等部（総合実務科） 1学年定員10名	うるま市字田場 併設型特別支援学校（中部農林高等学校）

<那覇南部地区>

学校名	障害種	設置学部	所在地等
沖縄盲学校 (全県区)	視覚	幼・小・中・高等部 専攻科(保健医療科) 専攻科(理療科)	南風原町字兼城 寄宿舎設置、スクールバス配置
大平特別支援学校	知的	小・中・高等部	浦添市大平 寄宿舎設置、スクールバス配置
久米島高等学校分教室	軽度知的	高等部	久米島町字嘉手苅 久米島高等学校内分教室
那覇みらい支援学校	知・肢 病	小・中・高等部	那覇市国場 スクールバス配置
島尻特別支援学校	知・肢	幼・小・中・高等部	八重瀬町字友寄 寄宿舎設置、スクールバス配置
真和志高等学校分教室	知的	高等部	那覇市字真地 真和志高等学校内分教室
西崎特別支援学校	知的	幼・小・中・高等部	糸満市字西崎 スクールバス配置
鏡が丘特別支援学校 (病弱は全県区)	肢・病	小・中・高等部	浦添市当山 寄宿舎設置、スクールバス配置 ※全県学区である病弱部門は通学が基本
浦添分校	肢体	小・中・高等部	浦添市字経塚 施設隣接
那覇特別支援学校	肢体	小・中・高等部	那覇市寄宮 施設隣接
森川特別支援学校 (全県区)	病弱	小・中・高等部	西原町字森川 県内8病院内学級設置
陽明高等支援学校 (全県区)	軽度知的	高等部(総合産業科) 1学年定員20名	浦添市字大平 併設型特別支援学校(陽明高等学校)
南風原高等支援学校 (全県区)	軽度知的	高等部(産業科) 1学年定員20名	南風原町字津嘉山 併設型特別支援学校(南風原高等学校)
やえせ高等支援学校 (全県区)	軽度知的	高等部(産業科) 1学年定員10名	八重瀬町字友寄 併設型特別支援学校(南部商業高等学校)

<宮古・八重山地区>

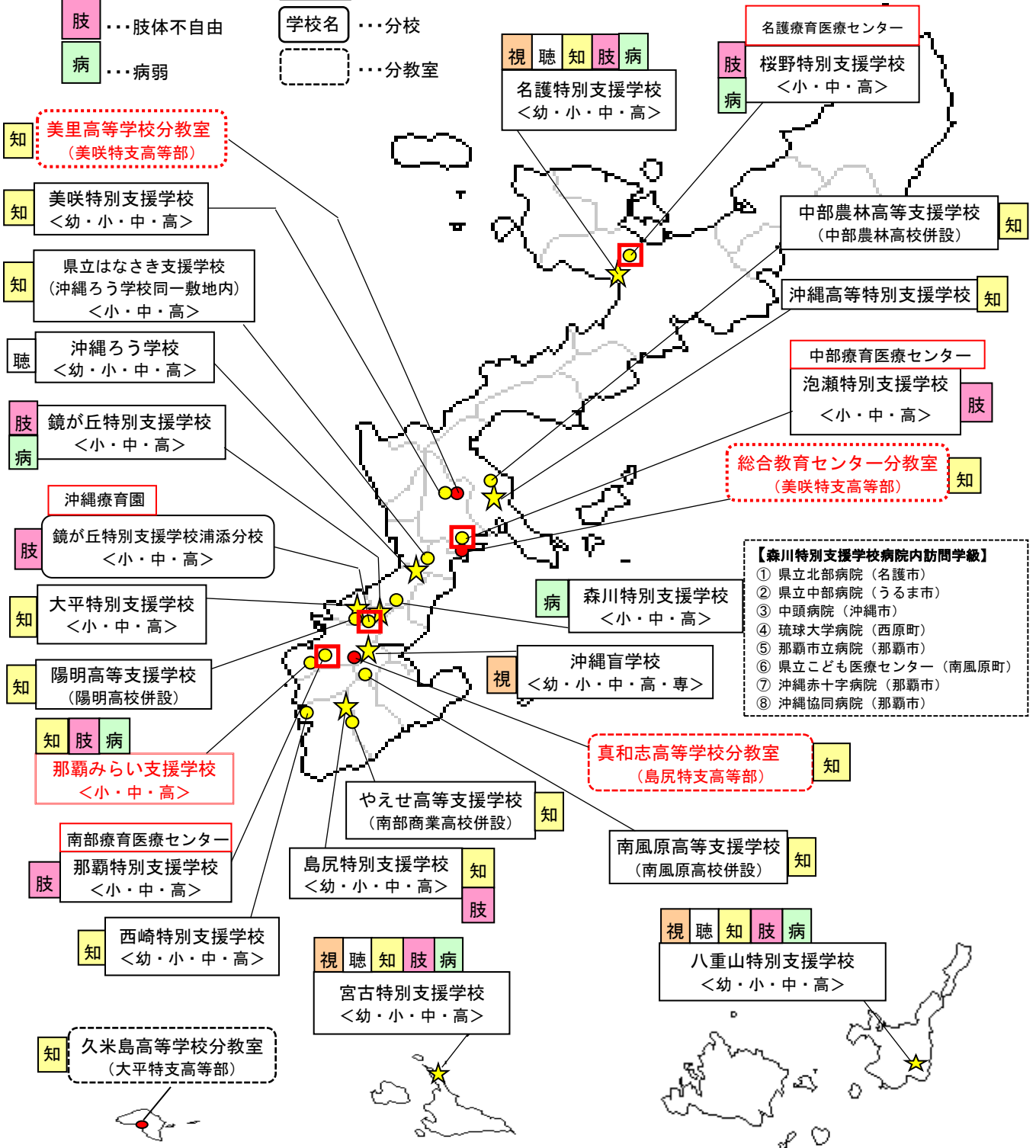
学校名	設置学部	設置学部	所在地等
宮古特別支援学校	5障害種	幼・小・中・高等部	宮古島市平良字狩俣 寄宿舎設置、スクールバス配置
八重山特別支援学校	5障害種	幼・小・中・高等部	石垣市字宮良 寄宿舎設置、スクールバス配置

県立特別支援学校設置図

凡例

- 視 …視覚障害
- 聴 …聴覚障害
- 知 …知的障害
- 肢 …肢体不自由
- 病 …病弱

- ★ …寄宿舎設置校(9校)
- …施設隣接校(5校)
- 学校名 …学校
- 学校名 …分校
- …分教室



- 【森川特別支援学校病院内訪問学級】**
- ① 県立北部病院(名護市)
 - ② 県立中部病院(うるま市)
 - ③ 中頭病院(沖繩市)
 - ④ 琉球大学病院(西原町)
 - ⑤ 那覇市立病院(那覇市)
 - ⑥ 県立こども医療センター(南風原町)
 - ⑦ 沖繩赤十字病院(那覇市)
 - ⑧ 沖繩協同病院(那覇市)

2. 特別支援学校の規模

(1) 児童生徒数の推移

ア 本県の小中高等学校の児童生徒数は、平成 20 年度の 203,071 名から令和 2 年度には 194,718 名と減少傾向にあります。こうした中、特別支援学校及び特別支援学級の児童生徒数は全国同様に増加している状況にあります。(図 1)

イ 本県の特別支援学校の幼児児童生徒数は、平成 20 年度の 1,833 名から令和 2 年度の 2,423 名と 12 年間に 590 名で約 32%の増加率となっています。(図 1) その中でも、知的障害特別支援学校と複数障害対応学校の知的教育部門における児童生徒数は、平成 20 年度の 1,278 名から、令和 2 年度の 1,918 名と 12 年間に 640 名で約 50%の増加率となっています。(図 2)

ウ また、市町村小中学校に設置されている、知的障害特別支援学級に在籍する児童生徒は平成 20 年度の 972 名から、令和 2 年度には 2,925 名と大幅に増加しています。本県においては中学校の特別支援学級を卒業した生徒の進路先の一つが特別支援学校の高等部への進学となっており、特別支援教育に対する保護者の理解と合わせて、特別支援学校の生徒増の一つの要因として考えられます。(図 2)

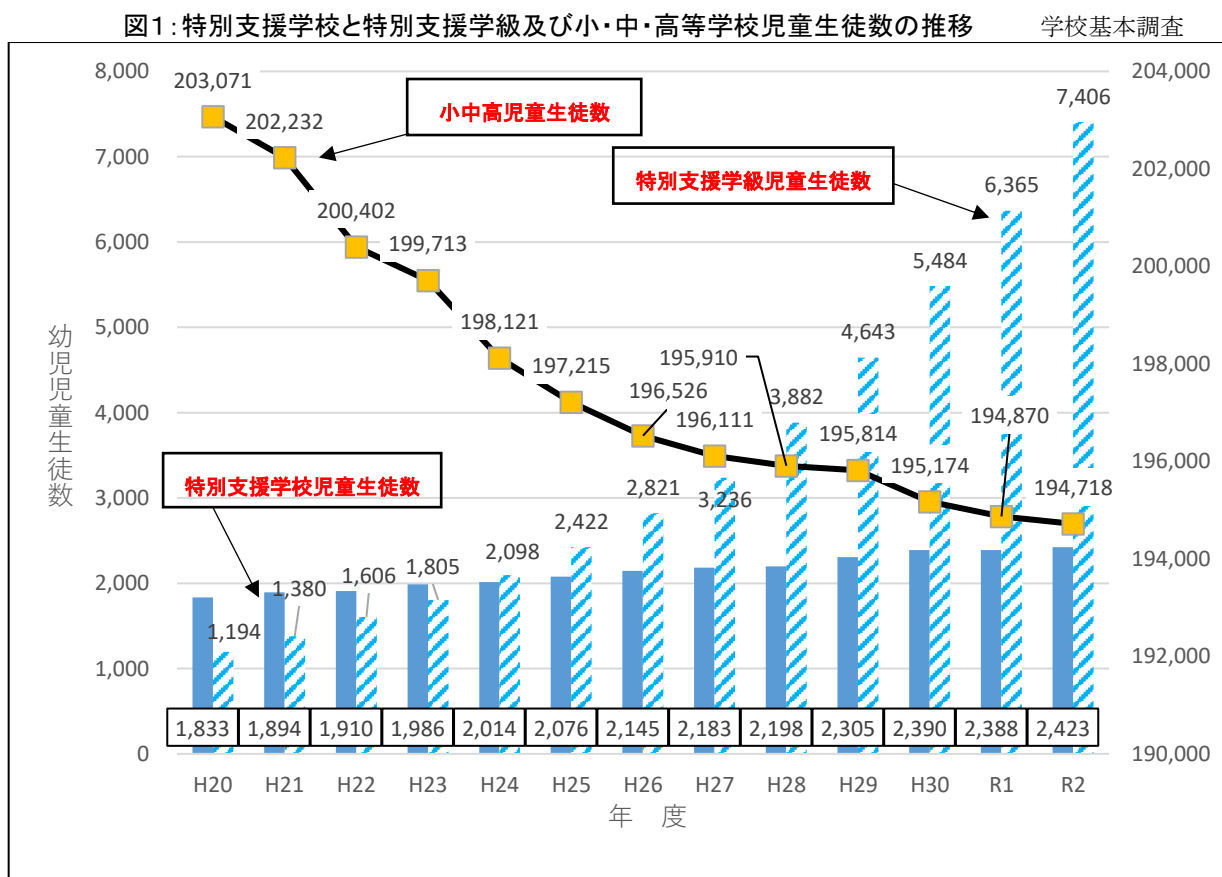
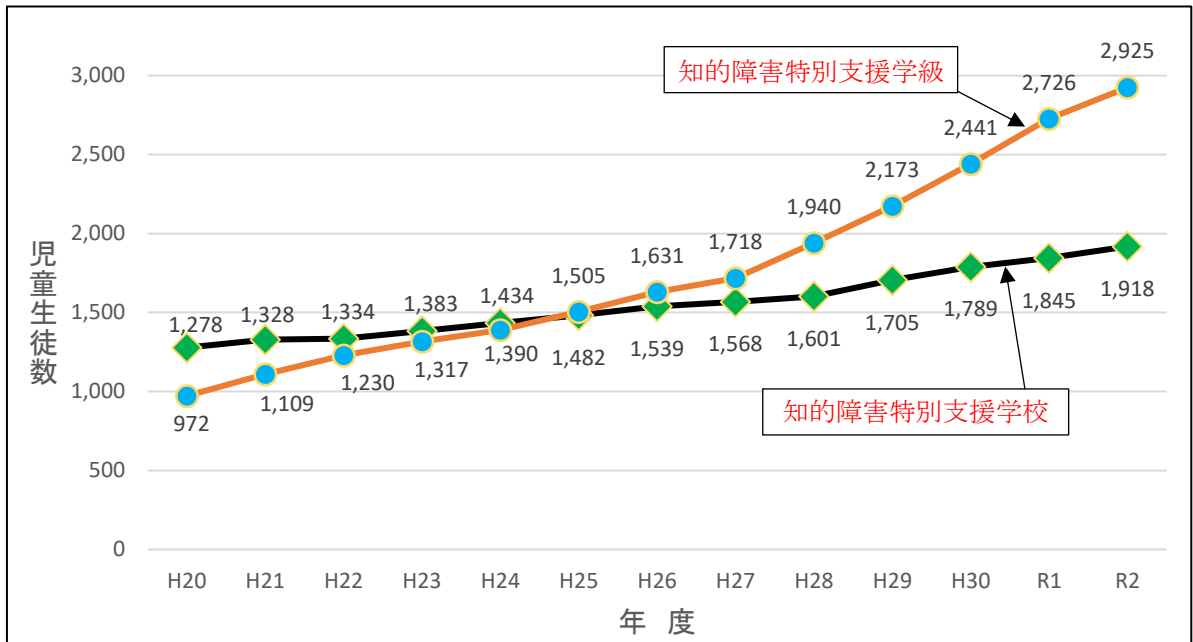


図2: 知的障害特別支援学校及び知的障害特別支援学級児童生徒数の推移

学校基本調査、学校人事課

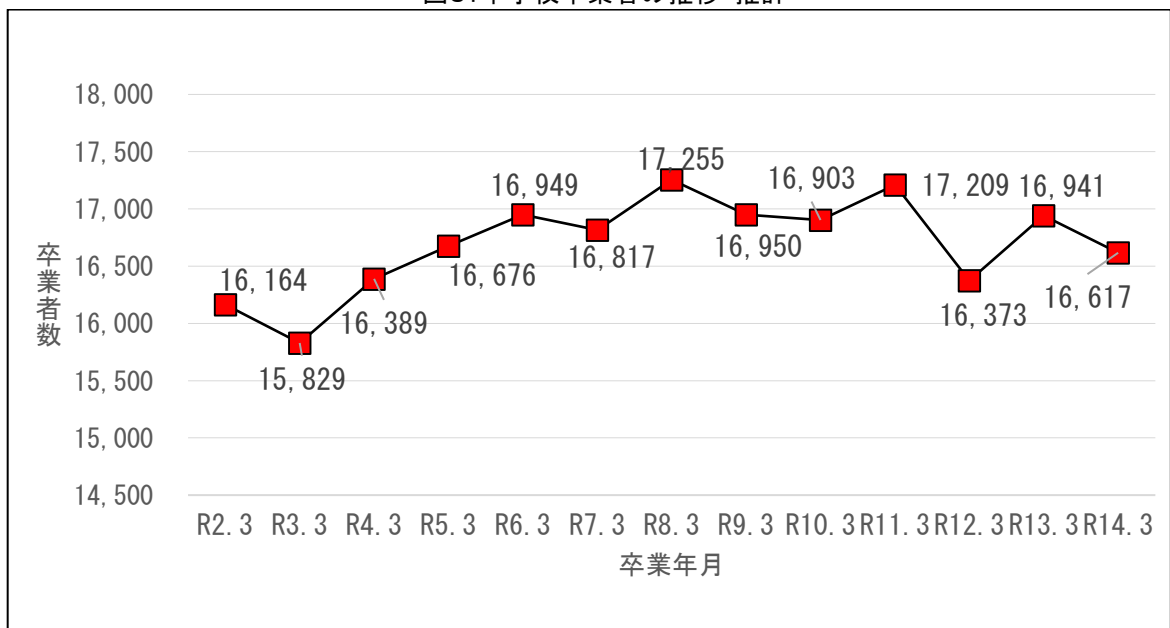


※複数障害対応特別支援学校においては知的教育部門の生徒数

(2) 中学校卒業生数の推計

県全体の中学校卒業生数の推計によると、増減を経て令和14年にはほぼ横ばいの状況と推計されます。令和3年度以降、当分の間は高等学校や特別支援学校高等部への進学が増加することも想定され、これまで以上に特別支援学校高等部における生徒数の増加が予想されます。(図3)

図3: 中学校卒業生の推移・推計



学校基本調査、出生数(R12以降)を元に推計

(3) 本県特別支援学校適正規模の考え方

<国の動向>

新しい特別支援教育の在り方に関する有識者会議（初等中等教育局特別支援教育課開催）では、国に対して特別支援学校に備えるべき施設等を定める設置基準策定の必要性が提言されています。国は在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、特別支援学校を設置するための必要な最低限の基準として、特別支援学校設置基準を示し、令和3年9月に公布、令和5年4月1日から施行されます。

<本県の考え方>

本県においても、特別支援学校では在籍者数の増加による教室不足が続き、適正規模化は課題となっています。令和3年9月に公布された、国の設置基準に基づき、今後は学校規模の改善を進めていく必要があります。

本整備計画策定においては、現時点（令和3年度）における本県特別支援学校の現状と課題や国における設置基準を踏まえ、整備方針の考え方、実施計画等に反映させています。

<適正規模の考え方>

ア 幼児児童生徒一人一人の実態と障害の状態、本人や保護者のニーズに応じて、その能力・適正、興味・関心、進路希望などに応じた教育保障がなされ、社会性や集団性を高め、充実した学校生活を送ることができるためには、ある程度の学校規模が必要です。

イ 学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、望ましい条件を備えた規模を考えていく必要があります。学校教育を効果的に実施していくためには、安全面を考慮しながら社会性や生きる力等を高める一定の集団確保と教科・科目等の学習指導や生活指導等の教育環境の保障が必要です。

ウ 県外には、400～500名規模の特別支援学校も存在しますが、本県では、諸条件等を考慮しながら総合的に学校規模を考えていきます。また、通常の小・中・高等学校は1学級の定員が基本的に同数であることから学級数で規模を考えていきますが、特別支援学校については一般学級と重複障害学級等1学級の定員が異なることから、学級数だけでなく学校規模を考えていくことにします。

エ 学校の適正規模について、小学校は1学年2～3学級、中学校は1学年4～6学級が標準とされています。また、高等学校の適正規模については国の基準はありませんが、本県立高等学校編成整備計画においては、全国の状況、本県中学校卒業生推移予測、県立高等学校へのアンケートなどを考慮し、引き続き1学年4～8学級を適正規模としています。

オ 特別支援学校の適正規模については、今後、国の特別支援学校設置基準を基本としていきますが、在籍者数が知的障害教育（単独校及び複数の障害種対象校を含む）については今後も増加傾向が、視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、病弱教育については現状維持か減少傾向が予測されます。

このことを踏まえ、平成 28 年 12 月に実施した県立特別支援学校教員へのアンケート調査や九州地区知的障害特別支援学校の規模状況等（下記参考参照）も参考にし、本計画においては学校規模と学校の適正規模を別表のように分類します。

本県においては、現状の校舎面積と国の特別支援学校設置基準から知的障害特別支援学校については、151 名～250 名の中規模、肢体不自由障害特別支援学校については、51 名～150 名の小規模を適正規模と考えます。

知的障害特別支援学校の適正規模については、実生活につながる技術や態度の育成、社会生活上の規範やルールを理解、友人関係の形成とし、学習集団の一員として所属意識がもてるような学級全体で活動できる環境、安全性が確保、簡潔な動線で分かりやすい設備の配置等、個々及び集団活動に適した、ある一定規模の施設・整備への配慮が必要となります。

また、学校の過密化については、各校の在籍者数、教職員数、学校敷地面積、施設設備（普通教室等）の状況を考慮する必要があります。

カ 学校規模は、学校経営及び財政的な観点からも効果的・効率的に実施できることが重要であり、幼児児童生徒や地域の状況等に応じて、望ましい規模を考えていく必要があります。また、今後も在籍者数の推移を踏まえた対策が必要となり、本計画の推進中に著しい在籍者数増減等となった場合については、再編統合や休校等も検討する必要があります。

<別表>学校規模

規模	目安	適正規模
過大規模	351 名以上	
大規模	251～350 名	
中規模	151～250 名	知的障害教育校 (単独校及び複数の障害種対象校)
小規模	51～150 名	肢体不自由教育校 (単独校及び複数の障害種対象校)
過小規模	50 名以内	

※定員制の高等支援学校及び専攻科、又、分教室や病院内訪問学級は除く

<参考>在籍児童生徒数による九州地区知的障害特別支援学校の学校規模状況（令和元年度）

※令和元年度九州地区知的障害特別支援学校（知肢併設特支校含む）68 校

学校規模 (児童生徒数)	351 名 以上	251～ 350 名	151～ 250 名	101～ 150 名	51～ 100 名	50 名 以内	計
学校数	4	8	22	14	18	2	68
割合	5.88	11.76	32.35	20.59	26.47	2.94	100.00

キ 過小規模の学校における教育活動については、集団性や学校行事の充実が困難な面もありますが、一方全校体制で系統的に連携を図りやすい等の利点もあり、過小規模の学校として、特色ある教育活動を展開しています。

しかしながら、学年進行に伴い、児童生徒の発達段階に応じた多様な教育活動も求められ、生徒の能力・適正、興味・関心、進路希望等に対応した、多様で弾力的な教育課程の編成が可能となるような、様々な専門性を有する教職員を確保できる一定規模以上の部・学校であることが望ましいと考えます。

ク そのことから、各種課題等のある学校については、幼児児童生徒数や地域のニーズなどを踏まえながら、中・長期的に学校規模の改善を図っていく必要があります。

また、離島地区については、特別支援学校が地域に1校の設置であるため、学校規模ではなく、幼児児童生徒や地域の実情に即し、地域と連携を図りながら、具体的な解決策を打ち出すなど特色ある学校づくりに取り組むこととなります。

ケ 特別支援学校の適正規模化については、これまでの編成整備の成果も踏まえ、地域の幼児児童生徒数の動向、幼児児童生徒に必要な教育環境、複数障害教育部門、部、学科等の配置状況、地理的条件や交通事情等生徒の通学の利便制など各地域の実情を十分に考慮し、進めていきます。

(4) 県立特別支援学校規模（過大規模、過小規模）

ア 第5期特別支援学校編成整備計画においては、在籍者数、在籍者数一人あたりの敷地面積、教職員数などから、障害種毎の各特別支援学校のそれぞれの状況が示され、方針の一つとして学校規模の適正化を図ってきました。

イ 本県の特別支援学校は障害種において学校規模が異なり、特に知的障害特別支援学校の過大規模化の解消については継続課題として対応していく必要があります。

ウ 那覇南部地区の知的障害特別支援学校の過密化については、那覇市に新たに設置する那覇みらい支援学校への分離により児童生徒数の均衡が図られ、過密化が改善されていきます。

エ 今後は、中部地区における知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加に対応するための施策が必要となってきます。

オ 視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、病弱教育などにおいては、児童生徒数の減少傾向による過小規模化の学校もあることから、各障害種校としての指導の専門性確保と地域における特別支援教育に係るセンター的役割に考慮しつつ、休校や再編統合等による適切な学校整備についての検討が必要となってきます。（表1）

表1：県立特別支援学校生徒数及び規模

	学校名	校種	校地面積 (㎡)	校舎面積 (㎡)	幼児児童生徒数(名)	教諭数 (名)	規模	備考
1	沖縄盲学校	視覚	26,897	5,185	30	33	過小規模	専攻科設置
2	沖縄ろう学校	聴覚	35,065	5,111	35	41	過小規模	
3	名護特別支援学校	全	34,994	6,959	161	86	中規模	
4	美咲特別支援学校	知的	23,971	8,970	382	169	過大規模	
5	はなさき支援学校	知的	35,065	4,610	170	83	中規模	
6	大平特別支援学校	知的	26,441	8,809	330	150	大規模	分教室設置
7	那覇みらい支援学校	知・肢・病	17,859	12,959	250	121	中規模	R4.4月開校予定
8	島尻特別支援学校	知・肢	29,532	8,295	358	175	過大規模	分教室設置
9	西崎特別支援学校	知的	21,171	6,358	205	104	中規模	
10	宮古特別支援学校	全	31,834	5,262	75	46	小規模	
11	八重山特別支援学校	全	25,105	4,051	65	45	小規模	
12	桜野特別支援学校	肢・病	2,965	2,699	24	26	過小規模	
13	泡瀬特別支援学校	肢体	11,785	6,988	104	91	小規模	
14	鏡が丘特別支援学校	肢・病	40,284	7,383	135	113	小規模	
15	鏡が丘特支浦添分校	肢体	4,331	2,125	9	8	過小規模	
16	那覇特別支援学校	肢体	6,130	5,738	47	47	過小規模	
17	森川特別支援学校	病弱	4,515	3,404	29	18	過小規模	院内学級設置
計					2,409	1,235		

※幼児児童生徒数は令和3年度5月1日現在（N07のみらい支援学校の児童生徒数は設置計画上の数）

・沖縄盲学校専攻科、沖縄高等特別支援学校、併設型高等支援学校、分教室、森川院内学級を除く。

※沖縄盲学校教諭に専攻科教諭は含まず。森川は本校勤務教諭数。

※大平特別支援学校教諭に久米島高等学校分教室の教諭は含まず。

※島尻特別支援学校教諭に真和志高等学校分教室の教諭、養護教諭は含まず。

※那覇みらい支援学校教諭は配置予定数。

※小数点以下は四捨五入。

3. 特別支援学校の教育部門及び現状

<単独障害種特別支援学校>

(1) 視覚障害教育特別支援学校（沖縄盲学校）

沖縄盲学校は、本県唯一の単独による視覚障害特別支援学校であり、平成 25 年度の校舎全面改築により、新校舎が設置、在学者は減少傾向（表 2）にありますが、本県における視覚障害教育の拠点としての役割があり、専攻科を含む、全県的な視覚障害教育の推進が図られています。今後も単独校として、盲教育の指導の専門性向上、センター的役割の機能充実を図る必要があります。

表 2：盲学校幼児児童生徒数及び学級数の推移（H23～R3 年度）

児童生徒数 学級数	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
児童生徒数	71	64	65	64	65	56	54	64	54	44	43
学級数	25	24	24	25	24	23	23	24	22	20	20

(2) 聴覚障害教育特別支援学校（沖縄ろう学校）

沖縄ろう学校は、本県唯一の単独による聴覚障害特別支援学校であり、平成 26 年度に校舎改築しています。在学者は減少傾向（表 3）にありますが、本県における聴覚障害教育の拠点としての役割があることから、今後も単独校として、聴覚教育の指導の専門性向上、センター的役割の機能充実を図る必要があります。

表 3：ろう学校幼児児童生徒数及び学級数の推移（H23～R3 年度）

児童生徒数 学級数	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
児童生徒数	78	59	57	57	53	52	49	48	44	34	44
学級数	23	19	20	20	21	20	21	20	20	16	20

(3) 知的障害特別支援学校

（大平特別支援学校、西崎特別支援学校、美咲特別支援学校、はなさき支援学校）

※高等学校併設型特別支援学校は除く。

ア 令和 3 年度の県立知的障害特別支援学校の幼児児童生徒数は、1,092 名（令和 3 年 5 月 1 日現在）であり、10 年前の平成 23 年度と比較すると 270 名増加、それに伴い、学級数も 59 学級増加しており、教室不足を解消する為、間仕切り教室の設置、特別教室等を普通教室へ転用、ベランダへの普通教室の設置等の対応を行ってまいりました。

イ 那覇南部地区については、大平特別支援学校、西崎特別支援学校の 2 校が設置されており、2 校の幼児児童生徒数合計は 540 名（令和 3 年 5 月 1 日現在）、10 年前の平成 23

年度の2校合計が474名で66名の増加となっています。(表4)

那覇南部地区の知的障害特別支援学校については、令和4年4月に開校する那覇みらい支援学校の設置により、大平特別支援学校の過大規模校としての過密化解消が図られます。

ウ 中部地区については、美咲特別支援学校とはなさき支援学校が設置されています。はなさき支援学校は、美咲特別支援学校の過大規模校解消を目的に、平成26年度に80名規模の分校として設置していましたが、学校管理体制の充実を図る目的から令和3年度4月に本校化しており、児童生徒数の増加が顕著で過密化による学校規模の解消が課題となっています。

美咲特別支援学校についても、分校設置当初の平成26年度は311名の在籍数でしたが、令和2年度は分校設置前の在籍数まで戻っています。(表4)

中部地区における知的障害特別支援学校の児童生徒数の推移から、今後も増加傾向が想定され、その受け皿としての教育環境の整備が必要となっており、中部地区特別支援学校の過密化解消は喫緊の課題となっています。

表4：知的障害特別支援学校児童生徒数及び学級数の推移（H23～R3年度）

学校名	児童生徒数 学級数	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
美咲 特支	児童生徒数	348	365	371	311	313	325	352	357	365	375	382
	学級数	85	87	89	74	76	79	84	85	87	86	87
はなさき 支援	児童生徒数				88	100	118	139	143	134	152	170
	学級数				27	31	34	37	38	35	40	44
大平 特支	児童生徒数	310	294	296	288	276	278	286	306	314	341	335
	学級数	76	72	72	67	67	67	65	68	72	79	82
西崎 特支	児童生徒数	164	164	173	168	179	179	189	191	187	194	205
	学級数	45	47	47	45	45	45	49	53	51	51	52
計	児童生徒数	822	823	840	855	868	900	966	997	1000	1062	1092
	学級数	206	206	208	213	219	225	235	244	245	256	265

※H26年度 美咲特別支援学校はなさき分校設置

※R3年度 はなさき支援学校として設置（分校から本校へ）

(4) 肢体不自由特別支援学校

(泡瀬特別支援学校、那覇特別支援学校、鏡が丘特別支援学校浦添分校)

ア 中部地区においては、泡瀬特別支援学校が設置されており、児童生徒数が平成23年度の160名から令和3年度104名へと減少傾向（表5）にあり、中規模校から小規模校化するなど、児童生徒の推移に注視していく必要があります。

また、施設隣接型として、施設連携による児童生徒の学習保障と地域における肢体不

自由特別支援学校としてのセンター的機能を果たす役割を担っており、今後も継続して、その役割を果たしていくことが望まれます。

イ 那覇南部地区においては、那覇特別支援学校が隣接する沖縄南部療育医療センターに入所する肢体不自由児童生徒対象校として設置。平成14年度からは通学制（センター入所者以外）を実施していますが、今後、隣接する施設入所者以外の転入学生については令和4年4月に開校する那覇みらい支援学校での対応を予定しています。

また、近年は約50名前後の児童生徒数で推移（表5）していますが、今後は在籍児童生徒数の減少が見込まれ、入所児童生徒のみの過小規模校化が進むと見込まれています。

隣接する施設の運営状況や今後の入所生の推移等から、学校運営体制の方向性を検討する必要があります。

ウ 那覇南部地区においては、鏡が丘特別支援学校浦添分校（肢体不自由）が設置されており、平成27年度には高等部が設置され、小・中・高等部の児童生徒を対象とした施設隣接の肢体不自由特別支援学校の分校で、過小規模校となっています。現状は、分校としての在籍数の確保が課題となっています。

隣接する施設の運営状況及び入所している入学対象生徒の推移等から、分校としての教育体制の在り方及び方向性を検討する必要があります。

表5：肢体不自由特別支援学校児童生徒数及び学級数の推移（H23～R3年度）

学校名	児童生徒数 学級数	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
泡瀬特支	児童生徒数	160	158	154	140	140	134	128	122	109	96	104
	学級数	58	58	57	54	51	49	46	44	42	38	40
那覇特支	児童生徒数	50	52	53	58	52	53	49	49	47	50	47
	学級数	18	19	20	22	19	20	21	21	20	21	19
鏡が丘	児童生徒数	2	3	5	5	7	9	9	9	7	8	9
浦添分校	学級数	2	2	3	3	4	5	4	5	4	4	4

※H27年度より鏡が丘特別支援学校浦添分校に高等部設置

(5) 病弱特別支援学校（森川特別支援学校）

森川特別支援学校は、本県唯一の単独病弱特別支援学校として設置され、本校での教育のほかに、県内8病院内の訪問教育を実施しています。平成10年度から通学生の受入を開始、その後、隣接施設からの児童生徒の減少から平成27年度に休校予定でしたが、平成26年度から心身症等の生徒の受け入れが実施され、休校が保留となっています。

通学生の受け入れにより、在学者は一時増加傾向（表6）にありましたが、減少傾向となってきています。また、通学生に係る教育課程を実施する上で、学習環境整備の必要性と施

設の老朽化に係る学校運営体制の見直しが必要となっています。

なお、那覇南部地区における病弱教育部門を設置している特別支援学校については、教育部門の統合や障害の状態に応じた学校運営体制を整理する必要があります。

表 6：病弱特別支援学校児童生徒数の推移（H23～R3 年度）

学部等	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
院内児童生徒数	17	21	19	27	31	17	16	27	14	7	7
小学部通学生	5	3	1	3	3	5	4	2	0	0	1
中学部通学生	3	0	1	1	6	8	15	12	12	5	7
高等部通学生	4	5	3	4	9	19	19	18	12	18	14
合計	29	29	24	35	49	49	54	59	38	30	29

<複数障害種特別支援学校>

(1) 知的障害・肢体不自由特別支援学校（島尻特別支援学校）

島尻特別支援学校は、那覇南部地区における知的障害教育部門と肢体不自由教育部門が設置された特別支援学校です。肢体不自由教育部門は身近な地域で就学できる特別支援学校の整備として、平成 23 年度に設置されています。在籍児童生徒数が平成 23 年度の 183 名から令和 3 年度 358 名で、175 名増、学級数も 10 年間で 35 学級増加により過大規模校化しており、学校規模の適正化が必要となっていました。（表 7）

令和 4 年 4 月に那覇市内に知的障害、肢体不自由、病弱教育対象の「那覇みらい支援学校」開校により、那覇市在住の知的障害児童生徒の転学で、過密化が解消され適正規模化が図られる見込みです。

今後は、肢体不自由対象の児童生徒が増加傾向にあることから、那覇南部地区における肢体不自由対象校において、児童生徒の在籍の均衡を図る必要があります。

また、インクルーシブ教育システム構築の推進から、共生化の拡大、多様な学びの場の拡充などを調査研究する目的で平成 27 年度から令和 2 年度までの 6 年間、公立小学校における実践研究モデル事業として、南城市立馬天小学校に小学部分教室を開設し研究を進めてまいりました。調査研究における成果や課題を踏まえ、分教室の教育環境等（教室等の確保）や分教室運営の方向性を定める必要があります。

表 7：知的障害・肢体不自由特別支援学校（島尻特支）児童生徒数及び学級数の推移（H23～R3 年度）

児童生徒数 学級数	主障害	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
児童 生徒数	知的障害	167	195	214	243	248	240	248	262	283	290	303
	肢体不自由	16	20	32	43	47	51	53	53	52	58	55
児童生徒数合計		183	215	246	286	297	291	301	315	335	348	358
学級数		55	58	68	79	81	84	84	87	88	87	90

※馬天小分教室（H27～R3）、真和志高校分教室を除く（R3～）

(2) 肢体不自由・病弱特別支援学校（桜野特別支援学校、鏡が丘特別支援学校）

ア 北部地区においては、桜野特別支援学校が設置されており、平成 28 年度には身近な地域で就学できる特別支援学校の整備として病弱教育部門が設置されています。在籍者（表 8）のほとんどが肢体不自由対象者で、病弱対象者は 10 名以内を推移している過小規模校となっています。在籍数による学校規模から、同地区内に設置されている名護特別支援学校の同教育部門との整理を検討し、各教育部門の充実を図る必要があります。

イ 那覇南部地区においては、鏡が丘特別支援学校が設置されており、平成 22 年度には病弱部門が新たに設置されています。在籍者は大部分が肢体不自由の児童生徒となっており、病弱の児童生徒の全在籍は 15 名以内を推移しています。平成 28 年度以降、在籍数は多少の減少傾向（表 8）は見られますが、130 名前後で推移している小規模校となっています。令和 4 年 4 月には那覇市内に知的障害、肢体不自由、病弱教育対象の「那覇みらい支援学校」の開校により、那覇市在住の児童生徒の転学で在籍数はさらに減少すると見込まれます。また、本県における病弱教育の指導体制の在り方、それに係る施設設備等教育環境の整備を踏まえ、同地区に設置されている森川特別支援学校の同教育部門との整理を検討する必要があります。

表 8：肢体不自由・病弱特別支援学校児童生徒数及び学級数の推移（H23～R3 年度）

学校名	主障害	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
桜野特支	肢体不自由	21	21	28	28	29	29	28	29	22	22	21
	病弱	5	6	0	0	0	0	3	0	2	2	3
	児童生徒数合計	26	27	28	28	29	29	31	29	24	24	24
	学級数	12	11	12	12	14	15	15	15	14	12	12
鏡が丘特支	肢体不自由	146	142	140	133	134	116	124	121	122	116	118
	病弱	4	3	10	14	12	14	15	12	14	15	17
	児童生徒数合計	150	145	150	147	146	130	139	133	136	131	135
	学級数	57	56	57	57	57	51	55	50	50	50	52

(3) 5 障害種設置特別支援学校

（名護特別支援学校、宮古特別支援学校、八重山特別支援学校）

ア 北部地区については、名護特別支援学校が 5 障害種対象特別支援学校として設置されていますが、在籍者のほとんどが知的障害のある幼児児童生徒となっており、令和 3 年度は 161 名の在籍で微増加傾向が続き、中規模校となってきております。なお、知的障害以外の各障害種の在籍は 10 名以内で推移しています。（表 9）

名護特別支援学校については、軽度知的障害生徒に対応した産業コースを平成 31 年 4

月に設置、北部地区の軽度知的障害高等部生徒を対象とした教育環境の整備の検討、知的障害教育部門の児童生徒増及び他障害種部門の児童生徒数から、同地区に設置される桜野特別支援学校の同教育部門との整理を検討し、各教育部門の充実を図る必要があります。

イ 宮古地区、八重山地区では、平成 21 年度に宮古特別支援学校、八重山特別支援学校が 5 障害種対象特別支援学校として設置されました。両校とも在籍者の中で主な障害種が知的障害のある幼児児童生徒となっており、他障害種の全在籍はおおよそ 10 名～15 名以内を推移しています。(表 9)

今後も離島地区における特別支援学校の基幹校とし、5 障害種対応校としての役割を果たしていくことが望まれます。

表 9：5 障害種設置特別支援学校児童生徒数の推移 (H23～R3 年度)

名護特支	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
視覚障害	0	0	0	0	0	1	2	1	1	1	1
聴覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障害	117	118	132	127	124	114	113	126	137	144	153
肢体不自由	2	2	3	5	2	2	3	3	5	4	5
病弱	0	0	0	0	0	1	3	2	2	2	2
合計	119	120	135	132	126	118	121	132	145	151	161

宮古特支	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
視覚障害	1	1	2	1	1	1	1	1	1	0	0
聴覚障害	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
知的障害	58	49	52	55	54	56	55	53	53	59	67
肢体不自由	7	6	8	10	8	8	8	7	7	7	6
病弱	5	9	2	2	3	4	4	7	5	4	2
合計	71	66	64	68	66	69	68	68	66	71	75

八重山特支	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
視覚障害	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0
聴覚障害	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
知的障害	46	56	59	60	60	55	57	55	47	52	51
肢体不自由	10	10	10	9	10	15	11	12	10	10	12
病弱	0	0	0	2	2	1	2	2	1	1	2
合計	57	67	70	71	72	73	70	69	58	63	65

<軽度知的障害高等特別支援学校>

○単独型高等特別支援学校（沖縄高等特別支援学校）

○併設型高等特別支援学校

（中部農林高等支援学校、南風原高等支援学校、陽明高等支援学校、やえせ高等支援学校）

(1) 本県における、軽度知的障害の高等部生徒の教育環境整備については、平成3年に全寮制の沖縄高等特別支援学校を設置し、職業教育及び進路指導の充実を図ってきました。志願者数の増加から、平成22年度、中部農林高等学校、南風原高等学校及び久米島高等学校、平成26年度、陽明高等学校に分教室を設置しています。

その後、平成28年度には高等学校併設型特別支援学校として、南部商業高等学校にやえせ高等支援学校、平成29年度には分教室からの移行として、中部農林高等支援学校、陽明高等支援学校、南風原高等支援学校を設置し、中部地区、那覇南部地区における軽度知的障害高等部生徒の教育環境整備の充実を図っています。

(2) 小中学校の知的障害特別支援学級の児童生徒の増加、既存の知的障害特別支援学校高等部に在籍する軽度知的障害対象生徒数の増加の現状、高等支援学校及び高等部志願状況(図4)や県立高等特別支援学校の入学定員(表11)、県立高等特別支援学校志願倍率(表12)などからも、併設型特別支援学校の定員増及び新たな併設型特別支援学校の設置の必要性等を検討する必要があります。

北部地区及び宮古・八重山地区においては、軽度知的障害対象生徒数の状況を把握し、設置の必要性等を検討する必要があります。

(3) 大平特別支援学校久米島分教室は、久米島地区の軽度知的障害生徒対象校として平成22年度に設置されています。平成28年度には生徒が在籍せず、1年間の休分教室がありましたが、平成29年度から生徒数が増加傾向にあり、久米島地区の軽度知的障害のある生徒の教育環境として、地域における交流活動及び卒業後の進路の充実も図られており、今後もその役割を果たしていくことが望まれます。

今後も分教室の教育の充実と地域の小中学校の特別支援学級等の児童生徒数の推移を注視していく必要があります。

図 4：県立高等特別支援学校志願者数の推移

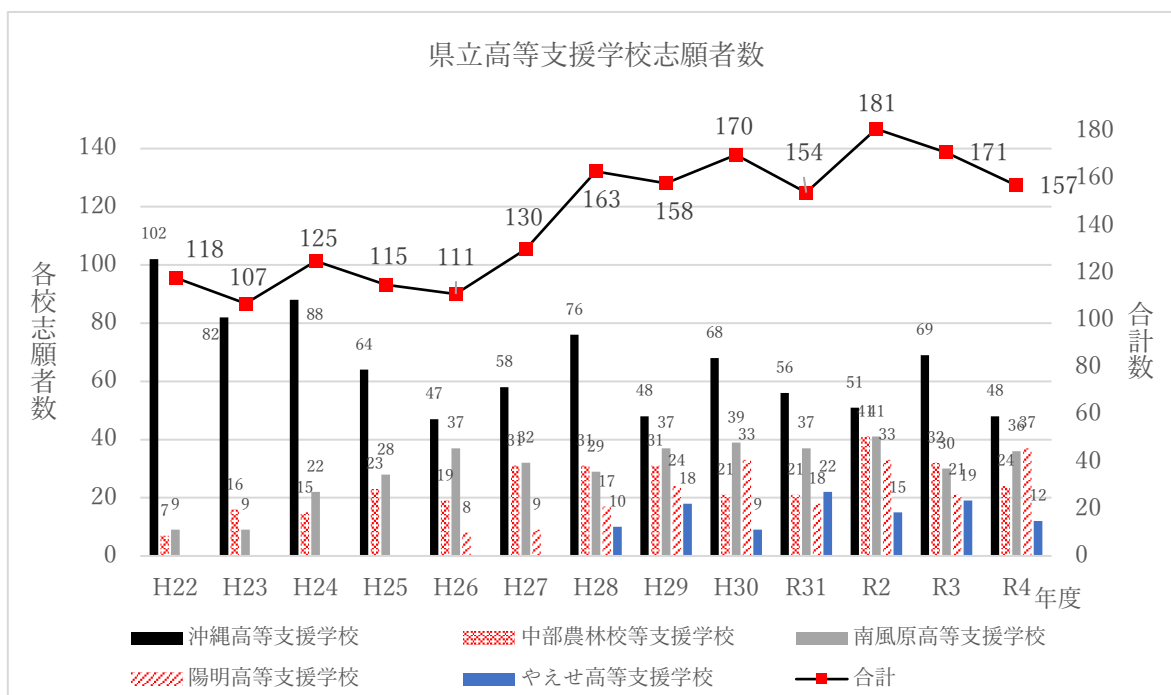


表 11：県立高等特別支援学校の入学定員（R4 年度入学募集）

学校名	入学定員	設置学科
沖縄高等特別支援学校	50	就労技術科
中部農林高等支援学校	10	総合実務科
陽明高等支援学校	20	総合産業科
南風原高等支援学校	20	産業科
やえせ高等支援学校	10	産業科
入学定員合計	110名	

表 12：県立高等特別支援学校志願倍率（H22～R4 年度入学募集）

校名	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
沖高特支	2.27	1.82	1.96	1.42	1.04	1.29	1.69	1.07	1.51	1.24	1.13	1.53	0.96
中農高支	0.70	1.68	1.50	2.30	1.90	3.10	3.10	3.10	2.10	2.10	4.10	3.20	2.40
南風原高支	0.90	0.90	2.20	2.80	3.70	3.20	2.90	1.85	1.95	1.85	2.05	1.50	1.80
陽明高支	—	—	—	—	0.80	0.90	1.70	1.20	1.65	0.90	1.65	1.05	1.85
やえせ高支	—	—	—	—	—	—	1.00	1.80	0.90	2.20	1.50	1.90	1.20

※やえせ高支は、H28 に併設型高等特別支援学校として設置

※中農高支、南風原高支、陽明高支は H29 に沖高特支の分教室から併設型高等特別支援学校へ移行

4. 特別支援学校の新設（設置）

(1) 学校の設置については、用地及び大規模な予算が必要となります。例えば、知的障害特別支援学校の適正規模は150名～250名の中規模校が想定されます。実際に学校を設置する場合、校舎等の整備については国庫補助があるものの、土地の購入については県単独予算となることから、県有地を活用しての設置及び統廃合等による既存の県立学校施設の活用が望ましいと考えます。

(2) 知的障害幼児児童生徒について、平成22年度の在籍数と比べると、那覇南部地区は令和2年度で約52%、中部地区で約53%も増えており、全国に比べ急激に増えていることが分かります。（図5）

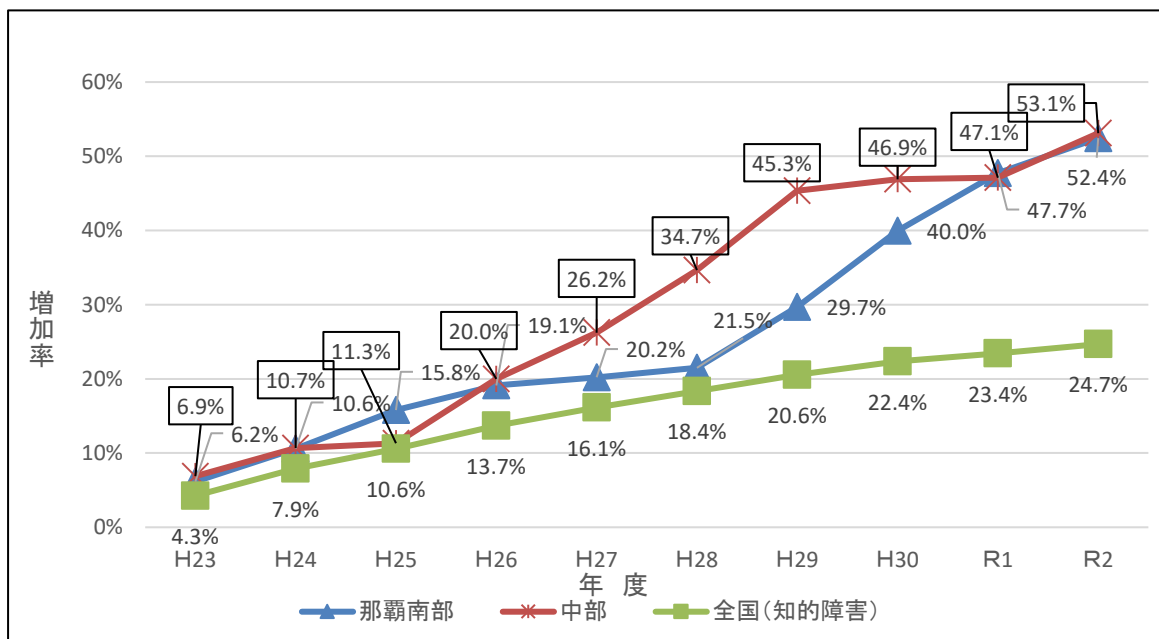
また、知的障害教育校に在籍する幼児児童生徒の地区別の推移状況（図6）や学校毎の児童生徒数の推移状況、現施設における教育環境状況、地域における対象児童生徒数の将来推計等を根拠に、学校の設置を検討する必要があると考えます。

(3) 本県の特別支援学校の過密化解消として、那覇南部地区においては、県有地を活用し、「那覇みらい支援学校」を令和4年4月に設置します。課題となっている中部地区の知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加に伴う新たな学校設置については、県有地等を活用した設置が望まれるところです。

(4) 中部地区においては、知的障害特別支援学校2校の過密化解消が課題となっており、早期の対応を図る必要があります。（図7参照）

図5：地区別知的障害特別支援学校在籍数の比較（対H22年度）

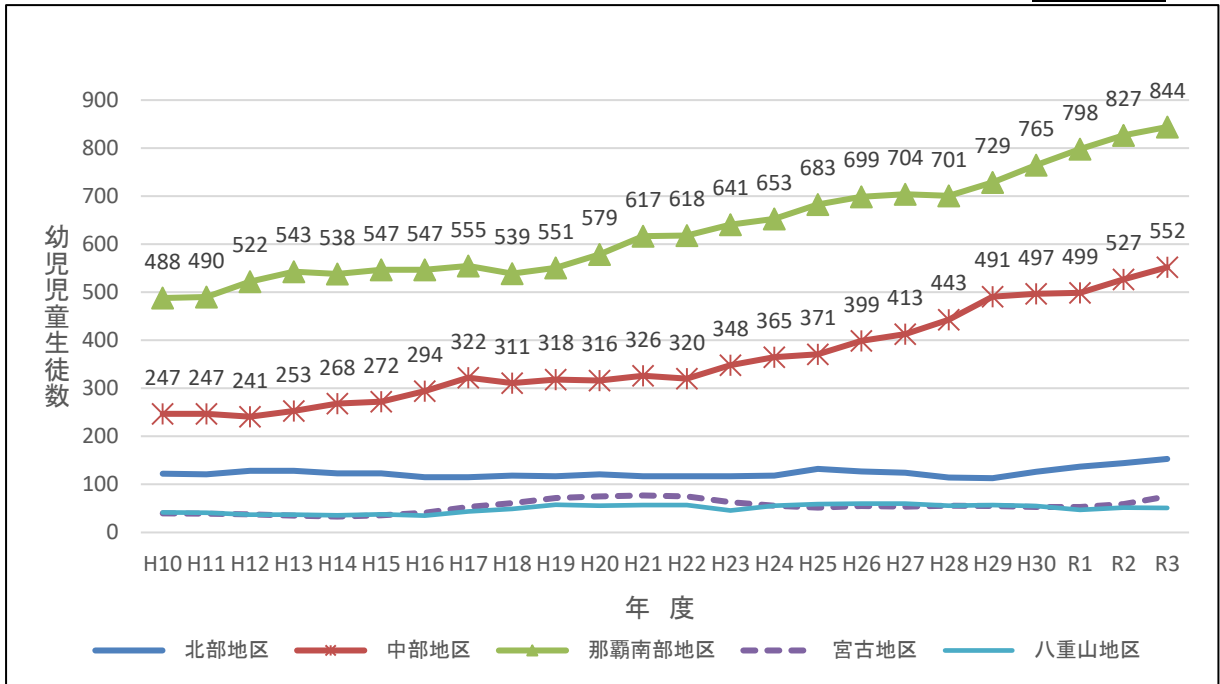
学校基本調査、学校人事課



※複数障害対応特別支援学校においては知的教育部門在籍数

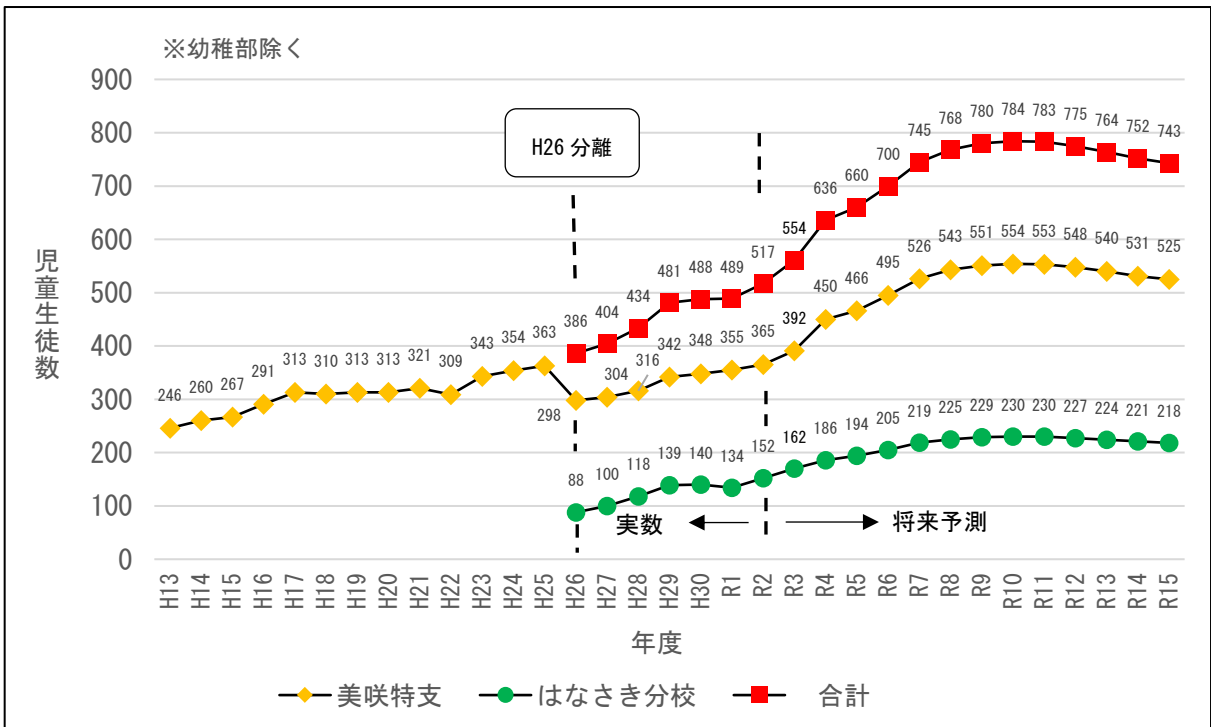
図 6 : 地区別知的障害特別支援学校在籍数の推移

学校人事課



※複数障害対応特別支援学校においては知的教育部門在籍数

図 7 : 中部地区知的障害特別支援学校児童生徒数



※美咲特支、はなさき分校については、R 2 までは実児童生徒数、R 3 から将来推計

※児童生徒数の将来推計については、過去の推計（第五期県立特別支援学校編成整備計画）と同様、入学率（各年度における小・中・高等部 1 年生数を当該児童生徒が生まれた年の出生数で除した数値）と出生数から推計しています。

※児童生徒数は、あくまでも R 2 時点の推計であり、留意する必要があります。

5. 特別支援学校の交流及び共同学習

- (1) 我が国は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指しています。そのためには、障害のある人と障害のない人が互いに理解し合うことが不可欠であり、障害のある子どもたちと障害のない子どもたち、あるいは、地域社会の人たちとが、ふれ合い、共に活動する機会を設けることが大切です。
- (2) 障害のある子どもが幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の障害のない子どもと共に活動することは、双方の子どもたちの社会性や豊かな人間性を育成する上で、重要な役割を果たしており、地域や学校、子どもたちの実態に応じて、様々な工夫の下に進められてきています。
- (3) 編成整備計画においては、平成 22 年度～平成 26 年度に県立高等学校内に知的障害特別支援学校高等部の分教室（その後、併設型特別支援学校へ移行）、平成 27 年度に市町村小学校内に特別支援学校小学部の分教室をモデル事業として設置し、交流及び共同学習の推進を図ってきたところです。また、中重度の障害のある生徒の学びの場のモデル事業として、令和 3 年度に「ゆい教室」として、県立真和志高等学校に島尻特別支援学校高等部の分教室を設置しており、今後、事業の検証を踏まえていく必要があります。
- (4) 県立高等学校内における併設型高等特別支援学校への入学については、選抜検査によることから、地域における志願者数の推移に考慮し、今後の設置の在り方を検討する必要があります。
- (5) 市町村小中学校への分教室の設置については、校区における対象児童生徒のニーズにより、分教室在籍数の変動が著しい現状にあることから、各地域における児童生徒のニーズ調査、分教室として使用する施設等の教育環境等の確保等、分教室運営の方向性を定める必要があります。

Ⅲ 計画における目標の設定（目標設定）

この章においては、本県の特別支援学校の現状及び児童生徒数の予測等を踏まえ、優先して改善すべき目標を設定していきます。また、目標の設定は実施計画策定を考慮するとともに、整備計画の期間（中期・長期）を考慮して、可能な限り複数設定することが必要となります。

1. 学校規模の適正化を図る。

特別支援学校における教育は、個別の教育ニーズに応じた教育環境、集団性を確保する教育環境が必要となります。学校規模は障害種によっても異なりますが、過大規模校、過小規模校では適切な教育活動の実施が十分でないことも考えられます。

そのことから、各種課題等のある学校について、児童生徒数、将来推計、障害種、校地・校舎面積等に考慮し、学校規模の改善を図っていきます。

そのことを踏まえて以下の目標を設定します。

- (1) 中部地区知的障害特別支援学校の過密化解消を図るため、美咲特別支援学校の学校規模を中規模校とする。
- (2) 中部地区知的障害特別支援学校の過密化解消を図るため、はなさき支援学校の学校規模を小規模校とする。
- (3) 名護特別支援学校の教育部門を整理し、小規模校としての教育環境を整備する。
- (4) 施設隣接特別支援学校である、鏡が丘特別支援学校浦添分校の生徒数が減少する見込みであるから、隣接施設に入所する教育対象者については、鏡が丘特別支援学校の訪問教育の対象とする。
- (5) 那覇特別支援学校については、施設入所者を対象とする学校としての教育環境を整備する。

2. 軽度知的障害高等部生徒の教育環境の充実を図る。

軽度知的障害高等部生徒の教育環境整備として、高等学校併設型高等特別支援学校を那覇南部地区で3校設置、中部地区で1校設置し、職業教育及び進路指導の充実と交流及び共同学習の拡充を図っています。計画期間中に中・北部地区における軽度知的障害高等部生徒の教育環境の整備を図っていきます。

そのことを踏まえて以下の目標を設定します。

- (1) 北部地区における軽度知的障害高等部生徒数の調査及び名護特別支援学校産業コースの志願状況を踏まえ、県立高等学校内に併設型高等特別支援学校の設置を検討する。
- (2) 中部地区の軽度知的障害高等部生徒の志願状況を踏まえ、併設型高等特別支援学校の定員増及び中部地区高等学校に新たな併設型高等特別支援学校の複数校設置に取り組む。

3. 各地域における障害種毎の教育環境を整理する。

本県では、複数障害種教育部門を対象とした特別支援学校が設置されています。

北部地区においては全障害種対応の名護特別支援学校（中規模校）、肢体不自由と病弱教育部門対応の桜野特別支援学校（過小規模校）、那覇南部地区においては、肢体不自由と病弱教育部門対応の鏡が丘特別支援学校（中規模校に近い小規模校）、また、同地区内において病弱教育対応の森川特別支援学校（過小規模校）が設置され、両地区とも2 km圏内に設置されています。

両地区における病弱教育部門について、在籍児童生徒数や施設等の教育環境、適正な学校規模の観点から学校体制の整備が必要となっています。

そのことを踏まえて以下の目標を設定します。

- (1) 名護特別支援学校の教育部門と桜野特別支援学校の教育部門を整理し、北部地区の肢体不自由、病弱教育部門を桜野特別支援学校に統一することで、桜野特別支援学校の過小規模化の解消及び両校における障害種毎の専門性の確保及び教育環境を整備する。
- (2) 鏡が丘特別支援学校の病弱教育部門を森川特別支援学校へ統一し、森川特別支援学校本校の設置学部の整理と過小規模化の解消を図り、那覇南部地区における病弱教育部門の教育環境を整備する。

4. 中部地区知的障害特別支援学校の過密化解消を図る。

本県の特別支援学校の過密化解消として、那覇南部地区においては、県有地を活用し、「那覇みらい支援学校」を令和4年4月に設置します。課題となっている中部地区の知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加に伴う対応については、軽度知的障害高等部生徒の教育環境の充実を図るため、県立高等学校における併設型高等特別支援学校の設置に取り組むと共に、県有地等を活用した新たな特別支援学校の設置が必要となっています。

そのことを踏まえて以下の目標を設定します。

- (1) 美咲特別支援学校及びはなさき支援学校の児童生徒の将来推計から、中部地区における知的障害特別支援学校の過密化解消の改善策として、県有地等を活用した、新たな特別支援学校の設置に向け取り組み、知的障害特別支援学校の教育環境を整備する。

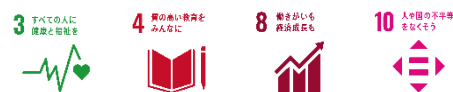
5. 交流及び共同学習を推進する。

共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築という理念に基づき、障害のある子どもと障害のない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶ環境を整備することは重要なことと考えており、交流及び共同学習の指針及び特別支援学校を含めた多様な学びの場の一層の充実を図ることが必要とされます。また、地域の小・中・高等学校等への分教室等の設置は特別支援学校の在籍数の増加による過密化解消にも繋がります。

そのことを踏まえて以下の目標を設定します。

- (1) 計画期間中の各地域の児童生徒数等の推移等を把握し、小・中・高等学校において、必要に応じた交流及び共同学習の推進に向けた教育環境の場を整備する。

第2章 特別支援学校編成整備計画の実施計画



この章においては、前章で設定した目標を達成するため、必要となる具体的な「手段」と「工程」を実施計画として策定します。

なお、計画を実施するにあたっては、業務対応する関係部局との連携を図っていきます。

I 特別支援学校の適正規模化



<P25 III計画における目標設定 1-(1)、(2)より>

1. 美咲特別支援学校の過密解消を図り、学校規模を中規模校とする。
2. はなさき支援学校の過密解消を図り、校舎面積より学校規模を小規模校とする。

【手段】

- (1) 県有地等を活用した新たな特別支援学校について、令和10年度の開校を目標として取り組み、それに併せて美咲特別支援学校及びはなさき支援学校の通学区域を見直す。
- (2) 美咲特別支援学校の通学区域の一部を、新たに設置する学校の通学区域とする。
- (3) はなさき支援学校の通学区域の一部を、美咲特別支援学校の通学区域として見直す。

【工程】

R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13
設置方針策定	設計工事					開校			

<P25 III計画における目標設定 1-(3)より>

3. 名護特別支援学校の教育部門を整理し、小規模校としての教育環境を整備する。

【手段】

※第一章、III計画における目標の設定 「2 軽度知的障害高等部生徒の教育環境の充実を図る。」 「3 各地域における障害種毎を整理する。」 と併行して取り組む。

- (1) 令和6年度中に整理することを目標とし、名護特別支援学校は肢体不自由部門と病弱部門を桜野特別支援学校へ統合し、知的障害教育部門、視覚障害教育部門、聴覚障害教育部門の3障害種対応校とする。
- (2) (1)を実施するにあたり、北部地区における肢体不自由と病弱の児童生徒については、令和4年度から桜野特別支援学校への就学を実施する。

※令和3年度までに名護特別支援学校に在籍する肢体不自由、病弱の児童生徒については、高等部卒業まで在籍可能とする。なお、転学希望等については随時対応する。

- (3) (2)を実施するにあたり、令和6年度中に名護特別支援学校の通学区域を見直す。
- (4) (1)を実施するにあたって、設置に必要な人的配置及び施設設備等の整備を実施する。

【工程】

R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13
桜野特支への就学指導	〃	通学区・教育部門の変更							

<P25 Ⅲ計画における目標設定 1-(4)より>

4. 鏡が丘特別支援学校浦添分校の在籍数が減少する見込みから、浦添分校対象者は本校である鏡が丘特別支援学校の訪問教育の対象とし、浦添分校は休校又は閉校とする。

【手段】

- (1) 児童生徒数の減少を踏まえ、分校としての学校運営体制を訪問教育体制へ移行する。
- (2) (1)を実施するにあたり、施設に入所する児童生徒で、令和4年度以降の転入学生については、鏡が丘特別支援学校における訪問教育対象とし、分校については、令和8年度中での休校又は閉校を目標とする。
- (3) 令和3年度までに在籍する児童生徒の教育については、分校の児童生徒として高等部卒業まで在籍可能とする。なお、転学希望者については随時対応する。

【工程】

R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13
訪問教育への移行		高等部入試募集停止	分校施設の検討	分校の休校又は閉校					

<P25 Ⅲ計画における目標設定 1-(5)より>

5. 那覇特別支援学校については、施設入所者を対象とする学校としての教育環境を整備する。

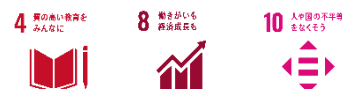
【手段】

- (1) 令和4年度以降、転入学する児童生徒については、施設入所のみ児童生徒を対象とする。通学区域の変更はない。
- (2) (1)を実施するにあたって、那覇特別支援学校通学区域に該当する通学対象児童生徒は、令和4年度から那覇みらい支援学校の対象とする。
- (3) 令和3年度までに、通学対象として在籍している児童生徒については、高等部卒業まで通学可能とする。なお、那覇みらい支援学校への転学希望等については随時対応する。
- (4) 児童生徒数の今後の推移等を踏まえ、計画期間中に学校運営体制を検討する。

【工程】

R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13
施設入所児童生徒のみ対象	運営体制の検討								→

II 軽度知的障害高等部生徒の教育の場の拡充



<P25 III計画における目標設定 2-(1)より>

1. 北部地区における軽度知的障害高等部生徒数の推移及び名護特別支援学校産業コースの志願状況を踏まえ、北部地区に県立高等学校内に併設型高等特別支援学校の設置を検討する。

【手段】

- (1) 名護特別支援学校の産業コースの志願状況及び北部地区における軽度知的障害高等部生徒数等の調査をするとともに、県立高等学校や特別支援学校の入試に関する動向を注視し、北部地区における設置に向け、県立高等学校の対象校検討及び調整を始める。
- (2) (1)を踏まえ、令和7年度には設置に向けての方針決定を行うことを目標とし取り組む。
- (3) (2)を実施するにあたって、設置に必要な人的配置及び施設設備等の整備をする。

【工程】

R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13
対象校 検討及 び調整			→						

<P25 III計画における目標設定 2-(2)より>

2. 中部地区の軽度知的障害高等部生徒の志願状況を踏まえ、併設型高等特別支援学校の定員増及び中部地区高等学校に新たな併設型高等特別支援学校の複数校設置に取り組む。

【手段】

- (1) 併設型高等特別支援学校の入学志願状況を把握するとともに、県立高等学校や特別支援学校の入試に関する動向を注視し、既存の併設型高等特別支援学校の定員増や中部地区における新たな併設型高等特別支援学校設置に向け、県立高等学校の対象校選定の検討及び調整を始める。
- (2) (1)を踏まえ、令和8年度までの設置を目標とし、併設型高等特別支援学校の設置に取り組む。
- (3) (2)を実施するにあたって、設置に必要な人的配置及び施設設備等の整備をする。

【工程】

R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13
対象校 検討及 び調整			→	設置 目標					

Ⅲ 学校運営体制の見直し（障害種毎の教育環境の整理）



<P26 Ⅲ計画における目標設定 3-(1)より>

1. 名護特別支援学校と桜野特別支援学校の教育部門を整理し、両校の専門性の確保と教育環境を整備する。

【手段】

- (1) 令和6年度中に整理することを目標とし、名護特別支援学校の肢体不自由部門と病弱部門を桜野特別支援学校へ統合する。
- (2) (1)を実施するにあたり、北部地区における肢体不自由と病弱の児童生徒については、令和4年度から桜野特別支援学校への就学を実施する。
※令和3年度までに名護特別支援学校に在籍する肢体不自由、病弱の児童生徒については、高等部卒業までの在籍とする。なお、転学希望については随時対応する。
- (3) (2)を実施するにあたり、令和6年度中を目標として名護特別支援学校の肢体不自由部門及び病弱部門の通学区域を見直す。
- (4) (1)を実施するにあたり、名護特別支援学校の施設及び桜野特別支援学校への肢体不自由部門及び病弱部門の統合に係る施設等の整備を実施する。

【工程】

R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13
桜野特支への就学指導	→	通学区・教育部門の変更							

<P26 Ⅲ計画における目標設定 3-(2)より>

2. 鏡が丘特別支援学校と森川特別支援学校の病弱教育部門を整理し、両校及び那覇南部地区の病弱教育部門の専門性の確保と教育環境を整備する。

【手段】

- (1) 鏡が丘特別支援学校の病弱部門を森川特別支援学校へ統合する。
- (2) (1)を実施するにあたり、鏡が丘特別支援学校の病弱部門の通学区域を見直し、令和5年度から森川特別支援学校の就学対象とする。
- (3) 鏡が丘特別支援学校は肢体不自由教育校、森川特別支援学校は病弱教育校とする。（県内8病院における訪問教育については森川特別支援学校で対応する。）
- (4) 鏡が丘特別支援学校の令和4年度までに、在籍している児童生徒については、高等部卒業まで通学対象とする。なお、転学希望者については随時対応する。

【工程】

R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13
	通学区・教育部門の変更								

IV 中部地区における新たな特別支援学校の設置



<P26 III計画における目標設定 4-(1)より>

1. 美咲特別支援学校及びはなさき支援学校の増加する児童生徒に対応するため、中部地区に新たな知的障害特別支援学校の設置に向け取り組み、教育環境を整備する。

【手段】

- (1) 令和10年度を目標に中部地区に児童生徒200名規模の知的障害特別支援学校を設置する。
- (2) (1)を実施するあたり、学校建設予定地の選定及び学校関係者等との意見交換を実施する。
- (3) 学校設置基本方針策定、設置条例の改正作業を実施する。

【工程】

R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13
設置方針策定	設計工事					開校			

V 小中高等学校への分校・分教室の設置



<P26 III計画における目標設定 5-(1)より>

1. 計画期間中の各地域の児童生徒数等の推移等を把握し、小・中・高等学校において、必要に応じた交流及び共同学習の推進に向けた教育環境の場を整備する。

【手段】

- (1) 計画期間中に、対象校となる地域及び小中高等学校を検討する。
- (2) 分校・分教室等設置を検討する市町村教育委員会等と設置主体のあり方、教育環境、運営方法などこれまでの知見を活かし調整を図る。
- (3) (2)を実施するにあたって、設置に必要な人的配置及び施設設備の整備等を準備する。

【工程】

R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13
対象校及び地域の検討、関係市町村との調整、施設設備等の調整									

関係資料

1 県立特別支援学校へのアンケート調査の状況（結果等）

対象：各特別支援学校 21 校

(1) 次期編成整備計画の策定にあたっては、学校の実態等を十分に踏まえることが重要であることから、各特別支援学校の現状を把握する必要があります。そのため、全県立特別支援学校からの意見聴取を実施しています。

(2) 調査は下記の内容で実施しております。

ア 各学校における最も大きな課題と考えるものは何ですか。

イ 本県の特別支援教育の課題は何ですか。

ウ 本県の特別支援教育の在り方について、今後、どのような方向性が必要ですか。また、本県において最も優先すべきと考えるものは何ですか。

エ 第5期県立特別支援学校編成整備計画への意見等（自由意見）

(3) 各特別支援学校における課題等（学校からの意見）

※意見の多い上位5つを記載（各学校が課題として捉えている順）

ア 教職員の専門性

イ 児童生徒数の増減

ウ 学校規模の適正化（過密化を含む）

エ 施設設備（老朽化、教室不足）

オ 複数障害種における指導体制

(4) 各特別支援学校における次期編成整備計画への意見

ア 児童生徒数の増減への対応が必要である。

※特に中部地区における知的障害特別支援学校の規模

イ 過小規模校への対応

※肢体不自由教育校（一部の学校）の今後の在り方や学校運営体制への課題

ウ 複数障害設置の特別支援学校における学校運営体制（専門性、施設設備等）への対応

エ 同地区内における同教育部門（病弱）の学校設置体制への対応

※就学支援、通学区域を含む、同地区における同障害種設置校の在り方

オ 病弱教育校、聴覚障害教育校、視覚障害教育校など単独障害種校の在り方

※専門性の確保を含む単独校としての教育環境の在り方

次期編成整備計画策定にむけた特別支援学校意見聴取状況

